

令和2年度

都建第71号

津沢第1住宅18号棟空家解体撤去工事

# 工事実施設計書

小矢部市

令和2年度

小矢部市役所

# 設 計 書

小矢部市 清沢 地内

津沢第1住宅18号棟空家解体撤去工事

工事金

円

(うち消費税及び地方消費税相当額

円)

工事

津沢第1住宅18号棟空家解体撤去工事

- ・空家解体撤去工事 1棟

大要

| 番号 | 名称                 | 形式・仕様・寸法  | 数量  | 単位 | 単価 | 金額 | (補助対象) | 備考  |
|----|--------------------|-----------|-----|----|----|----|--------|-----|
|    | 津沢第1住宅18号棟空家解体撤去工事 |           |     |    |    |    |        |     |
| ・  | 直接工事費              |           | 1.0 | 式  |    |    |        | (1) |
| ・  | 間接工事費計             | ①+②+③     | 1.0 | 式  |    |    |        | (2) |
|    |                    | 共通仮設費     |     |    |    |    |        | ①   |
|    |                    | 現場管理費     |     |    |    |    |        | ②   |
|    |                    | 一般管理費     |     |    |    |    |        | ③   |
| ・  | 工事価格               | (1) + (2) | 1.0 | 式  |    |    |        |     |
|    | 計上                 | 工事価格の丸め   | 1.0 | 式  |    |    |        | (3) |
| ・  | 消費税及び地方消費税相当額      | (3) × 10% | 1.0 | 式  |    |    |        | (4) |
| ・  | 請負対象工事費計           | (3) + (4) | 1.0 | 式  |    |    |        |     |















# 特記仕様書

工事名：津沢第1住宅18号棟空家解体撤去工事

## 第1条 一般

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築物解体工事共通仕様書(平成31年版)、公共建築工事標準仕様書(建築工事編(平成31年版))及び公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編(平成31年版))によるものとする。

## 第2条 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間

- 1 次のいずれかに該当し、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、工事現場における常駐を要しない期間として取り扱うものとする。
  - ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
  - ② 工事の全部の施工を一時中止している期間
- 2 前項の期間を確認する必要がある場合は、書面によることとする。

## 第3条 安全管理

工事期間中は、安全管理要員等を配置し、工事区域内全般の巡視、点検、連絡調整等を行い安全確保に努めなければならない。

## 第4条 安全対策

一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工するものとする。

なお、警察等関係機関との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合は、別途協議により変更する。

## 第5条 過積載防止対策

道路交通法及び道路法を遵守するとともに、過積載防止対策に努める。

## 第6条 公害防止

建設機械の搬入・搬出及び現場作業による土砂の流出等により周辺に影響を及ぼした場合は、直ちに現状に回復すること。また、本工事により周辺に影響が出ないように配慮すること。

## 第7条 その他

その他、定めがない事項について疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議するものとする。

解体対象空家



